

経 済・雇 用

～さいたまニューディール～

- 地域の特性にあった独自のきめ細かな雇用・経済対策
- 夢に挑戦し続ける若者を応援
- 未来を見据えた新しい産業づくり

政令指定都市として自立した都市づくりを進めるため、商店街、中小企業をはじめとする市内の経済活動を活性化させ、財政基盤の強化を図っていく必要があります。

介護、福祉、医療などの産業分野の育成による雇用創出や未来への投資に繋がる若い企業家などを応援し、新しい産業づくりを推進します。

経済・雇用

- 53 ワーキングプアを増やさない、部局横断的な「自立生活支援対策チーム」を設置します。（すぐ）
- 54 介護、福祉、医療、教育、環境、農業などの分野を中心に「雇用倍増プロジェクト」を実行します。（4年以内）
- 55 市内の観光資源を有効に活用し、海外も含め観光客を積極的に誘致します。（4年以内）
- 56 起業家応援のための「ベンチャービジネス倍増プロジェクト」を実行します。（4年以内）
- 57 コミュニティビジネスの支援制度を充実します。（4年以内）
- 58 中小企業・小規模事業者への融資制度を充実します。（4年以内）
- 59 企業のCSR活動の認証制度を創設・推進します。（4年以内）

53 ワーキングプアを増やさない、部局横断的な「自立生活支援対策チーム」を設置します。(すぐ)

～ 自立生活支援対策プロジェクト ～

| | |
|------------|--|
| 現状等 | <p>現下の厳しい経済・雇用情勢においては、働く場と同時に住居を失うという問題も顕在化しており、本市福祉部門とハローワークの更なる連携強化による対応が求められています。</p> <p>また、こうした雇用環境の悪化は、新卒者の就職へも影響を及ぼしており、いわゆる就職氷河期の到来による若年者の雇用問題の再燃が危惧されています。</p> |
|------------|--|

| プロジェクトの基本目標・方針等 | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 就労による自立生活を望む市民に対して、労働、福祉、住宅分野の様々な制度や民間による支援を活用し、就労への阻害要因の解消と当面の生活安定に向けた総合的支援を行います。 2 若年者など、本来は通常就労による自立生活を期待できる人が、ワーキングプアに陥らないよう安定就労に向けた支援事業を拡充します。 <p>※今後、国の対策の変化や新たな課題の発生も予想されるため、本プロジェクトは、引き続き必要な対応を取ります。</p> | |

| プロジェクトの取組内容 | |
|---|--|
| <p>1. 働く場と同時に住居を失った者等に対する自立支援とセーフティネット機能の強化</p> <p>○全10区の福祉事務所に「自立生活支援相談窓口」を設置し、その窓口に配置する自立生活支援員がキーマンとなり、総合的な就労支援を行います。</p> | |
| | |
| <p>2. より安定した、又は希望する職種等への就労を目指したステップアップのための支援</p> <p>○若年者向け就労支援(就職支援セミナー、キャリア・コンサルティング、就業体験事業)</p> <p>○母子家庭の母親の就労に向けた資格取得支援</p> | |

| | |
|-------------------------------|------------------|
| 統括責任課 | 労働政策課 |
| 関係所管課 (プロジェクトメンバー) | 福祉総務課、子育て支援課、住宅課 |

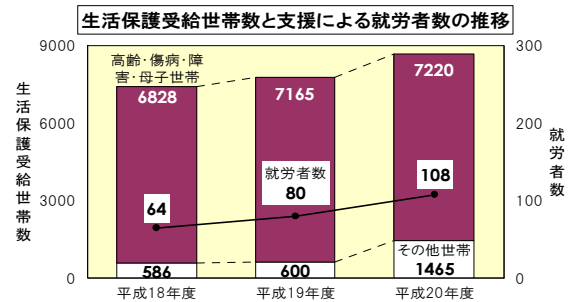
《53-1 セーフティネットの構築》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成22年度から、全10区の福祉事務所に自立生活支援相談窓口を設置し、自立生活支援員を中心としたハローワークなどの関係支援機関などからなるチームを結成し、自立生活のための総合的支援に取り組みます。
- 平成24年度末までに、就労可能な生活保護受給者を対象とした支援により、就労した人数を平成20年度の108人から倍増の216人にします。

現状（平成21年3月末時点）

- 解雇等による住宅喪失者に一時的に市営住宅を提供したり、5人の就労支援員が生活保護受給者に対する就労支援等を行っています。
- 平成21年5月に設置した「さいたま市ふるさとハローワーク」に、離職者に対する就職活動や住宅・生活支援を充実させるため、生活就労相談員を常時1人配置しています。



② 取組内容

- 全10区に、自立生活支援相談窓口を設置するとともに、各区1人の自立生活支援員を配置します。
- 自立生活支援員がキーマンとなり、相談者の安定就労による自立生活のための支援方針をまとめた「（仮称）自立生活支援カルテ」を作成します。カルテをもとに、住宅・法律・生活・就労などの支援機関からなる対策チームによって総合的な就労支援を行います。
- ふるさとハローワークの生活就労相談員が、求職活動におけるアドバイスなどを行い、就労を支援します。
- 福祉事務所の就労支援員を10人に増員し、生活保護受給者に対する就労支援体制を強化します。
- 解雇等による住宅喪失者などについては、国の制度となる新たな住宅手当の支給又は市営住宅の提供を行います。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 実施事業等 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|
| 自立生活支援相談窓口設置によるチーム支援 | | → | | |
| 生活就労相談員による求職活動支援 | → | → | → | → |
| 就労可能な生活保護受給者への就労支援 | → | → | → | → |
| 市営住宅の提供など | → | → | → | → |

所管課 経済局 経済部 労働政策課 (問合せ先：048-829-1370)
保健福祉局 福祉部 福祉総務課
建設局 建築部 住宅課

《53-2 ステップアップの取組》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成21年度から、若年者向け就職支援セミナーを年2回から4回に増やします。
- ・平成21年度から、新たにキャリア・コンサルティングを週2日実施します。
- ・平成22年度から、新たに市内企業での就業体験事業を4社8人を対象に実施します。
- ・平成21年度中に、母子家庭の母親の就業支援を拡充します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・若年求職者の安定就労を支援するため、若年者向け就職支援セミナーを年2回開催しています。
- ・一定の資格取得のため、養成機関に修学している母子家庭の母親に対し、修学期間の最後の1/2に相当する期間に高等技能訓練促進費を支給しています。

【若年者向けセミナー開催実績】

| 年度 | 開催数(回) | のべ受講者数(人) |
|--------|--------|-----------|
| 平成18年度 | 2 | 54 |
| 平成19年度 | 2 | 41 |
| 平成20年度 | 2 | 57 |

【高等技能訓練促進費利用者数】

| 年度 | 利用者数 合計 (人) | 資格別内訳(人) | | |
|--------|-------------------|----------|------|-----------|
| | | 看護師 | 准看護師 | 歯科 衛生士 |
| 平成19年度 | 14 | 8 | 6 | 0 |
| 平成20年度 | 12 | 5 | 6 | 1 |

② 取組内容

- ・若年者の安定就労を支援するため、若年者向け就職支援セミナーの開催を年2回から4回に拡充します。
- ・ふるさとハローワークにおいて、キャリア・コンサルティングによる就職活動困難者などの相談・支援を新たに週2日実施します。
- ・企業とのマッチングを視野に入れて、市内企業での就業体験事業を実施します。
- ・母子家庭の母親を対象とする高等技能訓練促進費の支給対象期間を「修学期間の最後の1/2に相当する期間」から「修学期間の全期間」に拡大します。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|----------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 若年者向け 就職支援セミナー開催 | | → | | | |
| キャリア・コンサルティング の実施 | | → | | | |
| 就業体験事業の実施 | | | → | | |
| 高等技能訓練促進費の 支給期間拡大 | | → | | | |

所管課 経済局 経済部 労働政策課
保健福祉局 子ども未来部 子育て支援課

(問合せ先：048-829-1370)

54 介護、福祉、医療、教育、環境、農業などの分野を中心に「雇用倍増プロジェクト」を実行します。（4年以内）

～ 雇用倍増プロジェクト ～

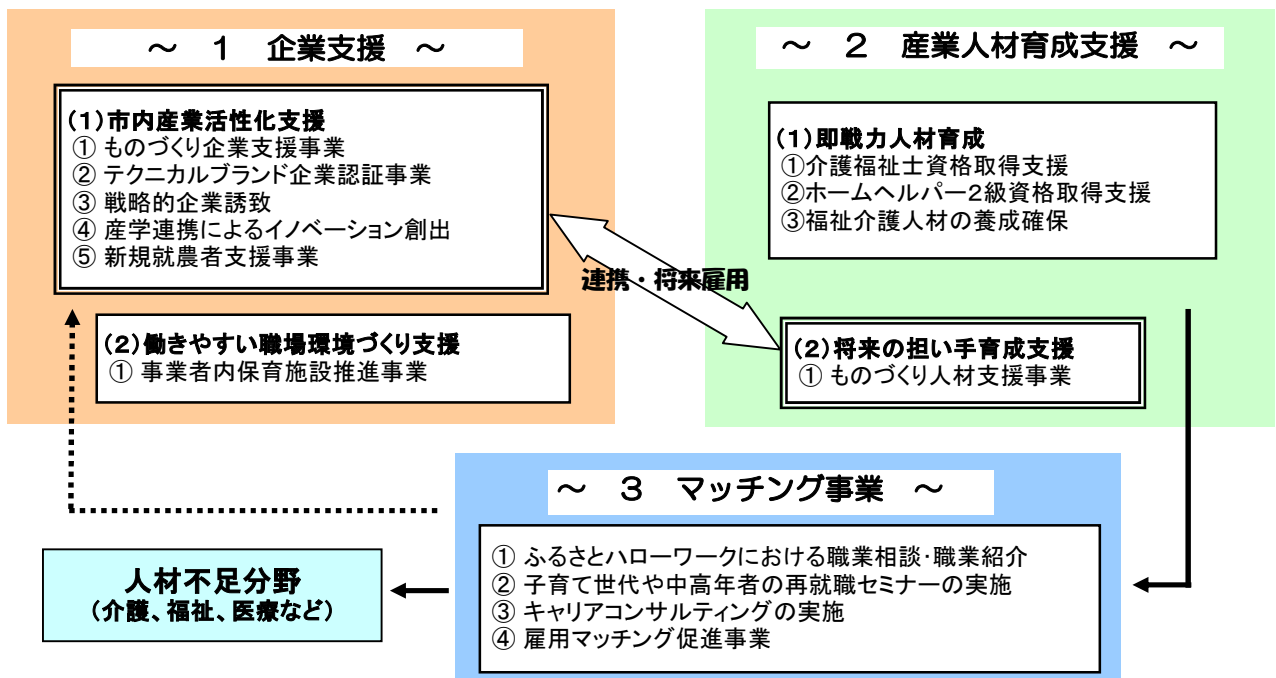
| | |
|-----|--|
| 現状等 | <p>昨年来の世界同時不況による経済危機等の影響を受け、雇用情勢は悪化しており、平成21年4月現在の有効求人倍率は、ハローワーク大宮管内で0.48、ハローワーク浦和管内で0.52といった状況です。</p> <p>また、介護・福祉・医療などの分野では、求人はあるものの、その分野への求職者は少ない状況です。</p> |
|-----|--|

プロジェクトの基本目標・方針等

雇用機会の充実を図るために、市内産業への更なる支援を行うとともに、将来を見据えた産業人材の育成支援を行います。また、人材不足分野への雇用促進を図るために、求人・求職のマッチング事業を行います。

- | | |
|------------|--|
| 1 企業支援 | 市内産業の活性化を図るとともに、子育て世代が働きやすい職場環境を構築します。 |
| 2 産業人材育成支援 | 企業が求める人材の育成を図るとともに、将来を見据えた担い手を育成し、市内産業への雇用促進を図ります。 |
| 3 マッチング事業 | ふるさとハローワーク等を活用して企業が求めている人材へのマッチング事業を行います。 |

プロジェクトの取組内容



* 有識者等による研究会等を設置し、プロジェクトの内容を充実していきます。

| | |
|-----------------------|---|
| 統括責任課 | 経済政策課 |
| 関係所管課 (プロジェクトメンバー) | 健康増進課、福祉総務課、子育て企画課、環境総務課、労働政策課 産業展開推進課、農業政策課、教育総務課 |

《54-1 ものづくり企業支援事業》

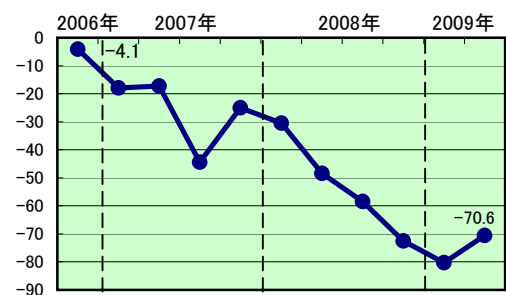
① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成23年度中に、市内のものづくり企業（注1）の活性化と経営の安定化を図るため、事業者のニーズに対応した新たな支援制度を確立します。

現状（平成21年3月末時点）

- 製造業を中心とした基盤技術産業（ものづくり企業）は、安価な海外製品の台頭や昨年からの世界同時不況による経済危機の影響により、大変厳しい経営状況におかれています。

【市内製造業における景況感(DI)の四半期推移】



※DI:業況等が「良い」と回答する企業の割合から、「悪い」と回答する企業の割合を差し引いた値。

② 取組内容

- ものづくり企業の製品情報や新たな支援ニーズを把握するため、実態調査を行います。
- 調査結果に基づき、ものづくり企業のデータブックを作成し、大企業や県外企業に配布することによって、販路拡大に向けた支援を行います。
- 調査結果を踏まえ、現在実施している「工業振興事業補助金」の見直しをはじめとする、新たな支援制度を確立します。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 実施事業等 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|
| ものづくり企業の実態調査 | → | | | |
| ものづくりデータブックの作成・配布 | | → | | |
| 新たな支援制度の確立 | | | → | → |

（注1）ものづくり企業とは、加工サービスや部品の供給などを行い、ものづくりの基盤技術を持ち、高品質・高精度の製品の生産を可能とする企業のこと。

所管課 経済局 経済部 経済政策課 （問合せ先：048-829-1363）

《54-2 テクニカルブランド企業認証事業》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、さいたま市テクニカルブランド企業（注1）の認証数を平成20年度の13社から22社増やし、35社とします。

現状（平成21年3月末時点）

- 平成20年度から「さいたま市テクニカルブランド企業認証事業」を開始し、13社の企業を認証しています。
- 認証企業のPRや技術開発・経営強化・人材育成といった、さらなる競争力向上支援を通じて、さいたま市の産業全体の活性化やイメージアップを図っています。

| さいたま市テクニカルブランド企業認証事業 【平成20年度認証企業】13社 | |
|---|-------------------|
| 株式会社 朝日ラバー | フジノン 株式会社 |
| 株式会社 アライヘルメット | 株式会社 ベルニクス |
| 後藤精工 株式会社 | ポーライト 株式会社 |
| 株式会社 テクノスコープ | 株式会社 ムサシノエンジニアリング |
| 株式会社 東京チタニウム | 株式会社 渡辺製作所 |
| 株式会社 日新化成 | |
| 日本電鍍工業 株式会社 | |
| 株式会社 ハーベス | |



② 取組内容

- テクニカルブランド企業認証事業のPRを積極的に行うとともに、技術力の高い市内研究開発型企業の発掘も行いながら、13社の再認証を含め、4年間で35社のテクニカルブランド企業を認証します。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 実施事業等 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 企業認証・支援 | 9社 (累計:22社) | 5社 (累計:27社) | 5社 (累計:32社) | 3社 (累計:35社) |
| 平成20年度企業(13社) 支援・再認証 | | 支援 | | 再認証 |

（注1）テクニカルブランド企業とは、優れた技術の獨創性・革新性が認証された市内の研究開発型企業のこと。認証企業についてはさらなる競争力向上に向けた支援を行い、さいたま市産業全体の活性化やイメージアップに繋がります。

所管課 経済局 経済部 産業展開推進課 （問合せ先：048-829-1349）

《54-3 戦略的企業誘致》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、雇用機会の創出を図るため積極的な企業誘致活動を展開し、平成20年度の立地件数16社から40社増やし、56社とします。
- 平成21年度中に、産業集積拠点の基礎調査を実施した後、将来にわたる雇用機会の創出に向けた戦略的な企業誘致施策を検討します。

現状（平成21年3月末時点）

- 本市における雇用対策主要事業として、積極的な企業誘致活動を実施しています。
- 平成20年度の立地件数は、16社です。

| 【企業立地実績】 | |
|----------|------|
| 年度 | 立地件数 |
| 平成17年度 | 7件 |
| 平成18年度 | 11件 |
| 平成19年度 | 20件 |
| 平成20年度 | 16件 |
| 計 | 54件 |

さいたま市
企業誘致活動
〈行動テーマ〉

↓

まもり、まねいて、そだてます

② 取組内容

- 本市の優れたビジネス環境をPRし、引き続き積極的な誘致活動を展開し、平成24年度末までに、更に40社の立地を行います。
- 平成21年度中に、新たな産業集積拠点の適地を検討するため、基礎調査を行い、将来にわたる雇用機会の創出に向けた戦略的な企業誘致施策を検討します。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-------------|----|-------|-----|------------------------------------|-----|
| 企業誘致活動を展開 | | 第Ⅱ期活動 | | 第Ⅲ期活動（～平成25年度を予定） 産業集積拠点への誘致に重点 | |
| 産業集積拠点の創出検討 | | 基礎調査 | 検討 | | |

所管課 経済局 経済部 産業展開推進課 （問合せ先：048-829-1349）

《54-4 産学連携によるイノベーション創出》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成23年度末までに、産学連携によるイノベーション（技術革新）の継続的創出が図られる仕組みを構築します。

現状（平成21年3月末時点）

- 市と県が共同で設置した「産学連携支援センター埼玉」を活用し、(財)さいたま市産業創造財団が、市内中小企業者の産学連携に係る支援や国の競争的資金獲得支援などを行っています。

【産学連携事業による相談件数等実績】

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 相談件数 | 308件 | 344件 | 337件 |
| マッチング件数 | 44件 | 25件 | 36件 |
| 競争的資金申請支援数 | 7件 | 2件 | 6件 |
| 競争的資金獲得数 | 0件 | 1件 | 1件 |

② 取組内容

- 大学などと技術力の高い研究開発型企业との人材交流の支援を行います。
- 金融機関による研究開発資金融資の円滑化を図るため、大学や公的研究機関の研究員などが、企業の商品技術・市場性の目利きサポート（注1）を行います。
- 技術力の高い研究開発型企业間における技術のマッチング支援を行います。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 実施事業等 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|------------------|-----------|---------------------|-----|--------------|
| 大学などと企業との人材交流の支援 | → 実証実験 | → 人材育成等支援事業実施・検証 | | ● → 確立 |
| 目利きサポートの実施 | | → 事業実施・検証 | | ● → 確立 |
| 企業間の技術マッチング支援 | → | | | |

（注1）目利きサポートとは、専門的な観点から評価、助言を行うことにより、滞在する課題の明確化、対応策の検討を行うこと。

所管課 経済局 経済部 産業展開推進課 （問合せ先：048-829-1371）

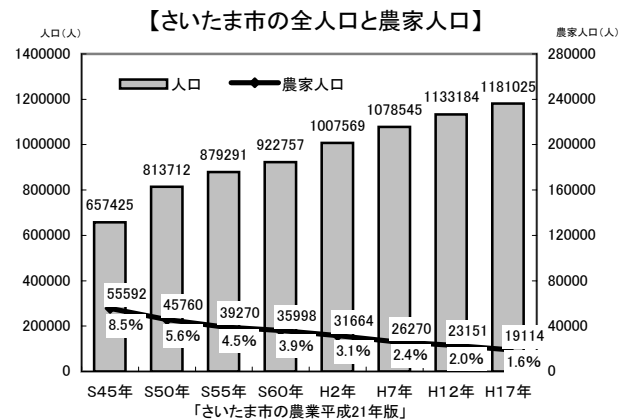
《54-5 新規就農者支援事業》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成23年度末までに、新規就農者が参入しやすい農業環境を整備するための実施方針を策定します。
- ・平成24年度中に、新規就農者数を20人にします。

現状（平成21年3月末時点）

- ・将来の農業を担う新規就農者を確保するため、農家の後継者を中心に就農意向の確認や青年農業者団体の紹介、就農支援として農業用施設等を導入する際の一部補助などを行っています。
- ・新規就農者の現状は、毎年10人程度です。



② 取組内容

- ・消費者としての市民や流通・外食関係者などからなる地産地消推進協議会を設置し、地産地消を推進していく中で、都市農業の利点を生かした流通や販売ルートなど、新たな農産物販売システムの確立に向け、農ビジネスの実施方針を策定します。
- ・就農に向けた情報発信や経営講習会・就農ガイダンスを行い、新規就農者の確保と定着を図ります。
- ・新規就農者が参入しやすい農業環境を整備するため、ファーマーズマーケット（注1）の整備や農業生産法人などの営農組織化を支援します。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|------------------|-------------|-------------------|-----|-----|
| 新規就農者数 | 10人 | 10人 | 10人 | 20人 |
| 実施方針の策定 | 地産地消推進協議会設置 | | | |
| 経営講習会、就農ガイダンスの実施 | 経営講習会 | 経営講習会、就農ガイダンス年各1回 | | |
| ファーマーズマーケットの整備 | | | | |
| 農業法人化相談会の実施 | | | | |

（注1）ファーマーズマーケットとは、主にその地域の農家である生産者が、自分の農場でつくった農産物を持ち寄って複数軒が集まり、消費者に直接販売するスタイルの市場のこと。

所管課 経済局 経済部 農業政策課 （問合せ先：048-829-1376）

《54-6 事業所内保育施設推進事業》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成23年度末までに、複数の企業等の集合体による事業所内保育施設への新たな支援制度を構築します。

現状(平成21年3月末時点)

- 平成20年度から、施設整備補助を実施しており、単独の事業所内保育施設は1か所設置されています。
- 複数の企業等の集合体により、事業所内保育施設を設置している事例は、市内にはありません。

【事業所内保育施設整備補助制度】

| 施設整備補助 | 運営費補助 |
|----------------------------------|---|
| 地域の児童及び従業員の児童 | 地域の児童分のみ |
| 定員：規定なし (従業員の児童のみの場合は定員10人未満) | 家庭保育室相当分を補助 (地域の児童受入人数分のみ) |
| 改 修：300千円/人 新設等：625千円/人 | 0歳児： 32,800円 1～2歳児： 16,400円 3歳児～就学前：10,500円 |

② 取組内容

- 地域の児童も受入可能な事業所内保育施設を整備する企業、介護事業所、病院などに対して、施設整備の補助を行います。
- 制度普及のため、さいたま商工会議所などと連携し、積極的なPR活動を実施するとともに、中小企業などの集合体が合同で事業所内保育施設を設置できるよう企業を結び付ける、新たな支援制度を構築します。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|---------|----|-----|-----------|------|-----|
| 施設整備補助 | | → | | | |
| 支援制度の構築 | | | 事業所のニーズ把握 | ● 確立 | → |
| | | | | | |
| | | | | | |

所管課 保健福祉局 子ども未来部 保育課保育環境整備室
経済局 経済部 経済政策課

(問合せ先：048-829-1868)
(問合せ先：048-829-1363)

《54-7 介護福祉士資格取得支援》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・市内の介護保険施設等に勤務している人材の育成・定着を支援するため、介護福祉士の資格取得を支援します。
- ・平成21年度は、資格取得対策講座を実施し、受講者を筆記試験対策講座200人、実技試験対策介護技術講習80人とします。
- ・平成22、23年度は、実技試験免除の講座を実施し、受講者を160人とします。

現状（平成21年3月末時点）

- ・平成21年7月現在における埼玉県内の有効求人倍率は全職種0.31倍ですが、介護関係は4,501人の求人に対し求職者2,883人と不足しており、有効求人倍率1.56倍となっています。
- ・介護福祉士の資格取得を目的とした講座は、実施していません。



【介護技術講習会の講習風景】

② 取組内容

- ・平成21年度は、市内の介護保険施設等勤務者を対象に、筆記試験対策講座（注1）を3回実施（受講者200人）し、実技試験対策介護技術講習（注2）を2回実施（受講者80人）します。
- ・平成22、23年度は、市内の介護保険施設等勤務者を対象に、厚生労働大臣が指定した介護福祉士養成施設で23時間以上の講習を実施し、実技試験免除講習受講者（注3）を160人とします。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-----------------------|----|------|------|------|-----|
| 筆記試験対策講座、実技試験対策介護技術講習 | | 280人 | | | |
| 実技試験免除講習 | | | 160人 | 160人 | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（注1）筆記試験対策講座とは、介護福祉士国家試験「筆記試験」に合格するため、補講的な意味合いで短期の講習や模擬試験を行うもの。

（注2）実技試験対策介護技術講習とは、介護福祉士国家試験「実技試験」に合格するため、補講的な意味合いで短期の講義や演習を行うもの。

（注3）実技試験免除講習とは、一連の講習コースを受けることにより、介護福祉士国家試験「実技試験」が免除となる講習。

所管課 保健福祉局 福祉部 介護保険課 （問合せ先：048-829-1264）

《54-8 ホームヘルパー2級資格取得支援》

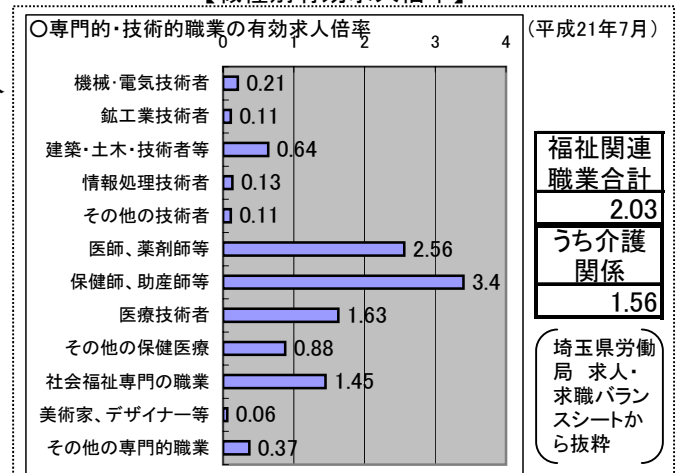
① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、介護職の入口とも言えるホームヘルパー2級の有資格者を新たに600人確保します。

現状（平成21年3月末時点）

- 平成21年7月現在における埼玉県内の有効求人倍率は全職種0.31倍ですが、介護関係は、4,501人の求人に対し求職者2,883人と不足しており、有効求人倍率1.56倍となっています。
- ホームヘルパーの資格取得を目的とした研修は、実施していません。

【職種別有効求人倍率】



② 取組内容

- 介護業務に従事していても関連する資格を持たない介護職員や主婦層・若年高齢者などを対象として、ホームヘルパー2級の資格取得に要する費用の一部の補助制度を創設します。
- リーフレットを自治会で回覧してもらうなど、補助制度の紹介と介護職の魅力をアピールします。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|--------------------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 実施事業等 | | | | |
| 補助制度実施（ヘルパー資格取得者数） | | 300人 (累計:300人) | 200人 (累計:500人) | 100人 (累計:600人) |
| リーフレット配布等制度周知 | | | | |
| | | | | |

所管課 保健福祉局 福祉部 高齢福祉課 (問合せ先: 048-829-1259)
保健福祉局 福祉部 介護保険課 (問合せ先: 048-829-1264)

《54-9 福祉介護人材の養成確保》

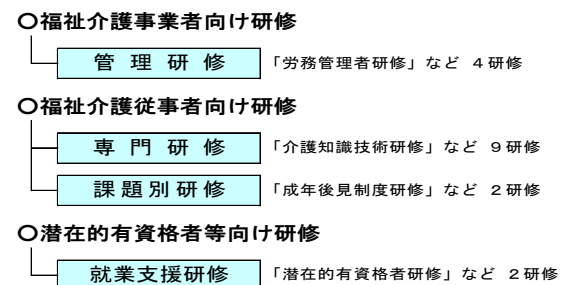
① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、地域福祉情報・研修センターにおいて、サービス従事者の資質向上、交流や就業促進を目的とした研修を17講座実施します。
- サービス従事者の確保・定着を目指し、国に対して介護報酬の引上げを毎年要望します。

現状（平成21年3月末時点）

- 平成19年4月に市社会福祉協議会が「さいたま市地域福祉情報・研修センター」を設置し、講座等を実施しています。
- 福祉介護分野における人材確保のため、国では平成21年度より介護報酬の3%引上げが実施されています。

【地域福祉情報・研修センターにおける研修体系】



② 取組内容

- 地域福祉情報・研修センターにおいて、経営者などを対象とする「管理研修」、サービス従事者などを対象とする「専門研修」や「課題別研修」を実施します。また、就業促進を目的とする「就業支援研修」を実施します。
- 地域福祉情報・研修センターにおいて、福祉介護サービス従事者や学生等に対して専門的な資格取得に関する研修情報等を発信し、意識啓発を図ります。
- 毎年、国に対して、介護報酬を引き上げるよう要望活動を実施します。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|---------|----|-----|-----|-------|--------|
| 研修実施 | | | | 8研修実施 | 17研修実施 |
| 情報発信 | | | | | |
| 国への要望活動 | | | | | |

所管課 保健福祉局 福祉部 福祉総務課 (問合せ先：048-829-1254)
 保健福祉局 福祉部 介護保険課 (問合せ先：048-829-1264)

《54-10 ものづくり人材支援事業》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成23年度中に、ものづくり人材育成の充実を図るため、市内企業や試験研究機関などと連携し、優秀な産業人材を市内企業へと輩出する新たな仕組みを構築します。

現状（平成21年3月末時点）

- 産業振興ビジョンに基づき、本市産業分野において広く活躍できる人材が創出できる環境づくりを行っています。



【工業高校生による市内企業でのインターンシップ】

② 取組内容

- 平成23年度中に、試験研究機関や市内企業との連携により、優秀な産業人材を市内企業へと輩出する新たな仕組みを構築し、工業高校生を対象に高度な技術研修を実施します。
- 平成21年度から、工業高校生などを対象にデュアルシステム（注1）やインターンシップ（注2）といった基礎的な研修を実施します。
- 平成22年度から、市立小・中学生の科学技術に対する興味の喚起や次世代のものづくり人材の育成を図るため、さいたま市少年少女発明クラブやものづくり体験事業を支援します。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 実施事業等 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|
| 高度な支援事業の構築 | → | | | |
| デュアルシステム・インターンシップの実施 | → | | | |
| 発明クラブなどへの支援 | | → | | |

（注1）デュアルシステムとは、「働きながら学ぶ、学びながら働く」ことにより、若年者等を職業人に育てる新しい職業訓練システムのこと。

（注2）インターンシップとは、学生が企業等において実習・研修的な職業体験をする制度のこと。

所管課 経済局 経済部 経済政策課 （問合せ先：048-829-1363）

《54-11 マッチング事業》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、キャリアサポート事業、雇用マッチング促進事業などを新たに実施することにより、市が実施する就職支援事業による支援者数を平成20年度の63人から337人増やし、400人にします。

現状（平成21年3月末時点）

- 平成20年度の就職支援セミナーなどの就職支援事業支援者数は、63人です。



【ふるさとハローワーク】

② 取組内容

- 平成21年5月に「さいたま市ふるさとハローワーク」（市と国が共同運営）を設置し、子育て世代を中心とした就職支援を実施します。
- キャリアサポート事業として、子育て世代や中高年齢者の再就職支援セミナーの充実、キャリア・コンサルティングによるキャリアアップのための相談、スキルアップ講座等の実施により、求職者に対する就職支援を実施します。
- 雇用マッチングを促進するため、人材不足の福祉業界等の事業所合同説明会や職場見学会などを実施します。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| ふるさとハローワークでの就職支援 | | → | | | |
| キャリアサポート事業 | | → | | | |
| 雇用マッチング促進事業 | | | → | | |

所管課 経済局 経済部 労働政策課 （問合せ先：048-829-1370）

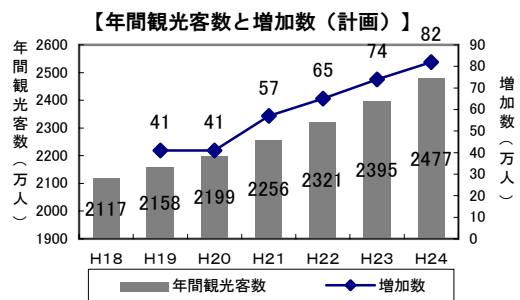
55 市内の観光資源を有効に活用し、海外も含め観光客を積極的に誘致します。 (4年以内)

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、平成19年度の年間入込観光客数（注1）の増加41万人を82万人に倍増し、総計2,477万人とします。
- ・平成23年度中に、新たな観光客を獲得するため、スポーツコミッション（注2）を創設します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・平成18年度の年間入込観光客数は2,117万人で、平成19年度の年間入込観光客数は2,158万人となり、年間41万人増加しました。



② 取組内容

- ・（社）さいたま観光コンベンションビューローなどとの連携により、大宮盆栽美術館など新たな施設を活用した観光PRを拡充するとともに、観光資源の周辺環境整備による回遊性の向上に努めます。
- ・平成22年度に、市民公募により観光客誘致の標語を決定します。
- ・新たな観光客を獲得するため、積極的なプロモーション活動を行うとともに、スポーツコミッションを創設します。
- ・有識者等による懇談会等を設置し、さいたま市の観光施策の在り方について研究を行います。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|---------------|----|--------------------|--------------------------|--------------------|--------------------|
| 年間入込観光客数 | | 2,256万人 (+57万人) | 2,321万人 (+65万人) | 2,395万人 (+74万人) | 2,477万人 (+82万人) |
| 観光PRの拡充 | | HPの充実、多言語による情報発信 | 名称公募 | | |
| 回遊性の向上 | | | 観光タクシー・レンタサイクルの導入協議、実証実験 | | 導入 |
| スポーツコミッションの創設 | | 先行事例等調査 | 基本計画・体制整備 | 創設 | |
| 懇談会等の設置 | | | | | |

（注1）年間入込観光客数とは、各施設が独自に集計している入場者数の年間総計のこと。

（注2）スポーツコミッションとは、国際的スポーツイベントや大会を誘致・開催する専門組織のこと。

所管課 経済局 観光政策部 観光政策課 （問合せ先：048-829-1365）

56 起業家応援のための「ベンチャービジネス倍増プロジェクト」を実行します。（4年以内）

《56-1 人材育成支援》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、創業ベンチャーサポート塾の開設などにより、創業件数を118件増やし、累積創業件数92件を210件にします。
- ・平成23年度から、創業者を発掘する創業応援事業を開始します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・（財）さいたま市産業創造財団において、創業希望者の様々な課題解決のための各種支援を実施しています。
- ・平成16年度から平成20年度までの創業実績は、92件です。

【分野別創業実績】

| 分野名 | 件数 |
|-------------------|----|
| 製造業 | 2 |
| 情報通信業 | 8 |
| 運輸業 | 1 |
| 卸売・小売業 | 24 |
| 不動産業 | 1 |
| 飲食店、宿泊業 | 16 |
| 医療、福祉 | 6 |
| 教育、学習支援業 | 6 |
| サービス業（他に分類されないもの） | 28 |
| 合計 | 92 |

② 取組内容

- ・平成22年度から、創業希望者に対し、開業前から開業後までを総合的に一貫支援する創業ベンチャーサポート塾を創設します。
- ・出張相談会やアドバイザー派遣事業の無料事業の実施回数を増やし、費用負担の軽減などを図ります。
- ・起業成功セミナーなどの各種セミナーの実施回数や内容等について充実を図ります。
- ・さいたま市ニュービジネス大賞（注1）事業について、支援内容の充実を図るとともに、応募者数を増やすためのPR強化を図ります。
- ・平成23年度から、雇用倍増プロジェクトにより実施する人材育成等支援事業と連携し、主にもつくり分野の創業を目指す大学生や大学院生などの創業支援を実施します。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|--------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 創業ベンチャーサポート塾の創設 | | | → | | |
| 各種相談・アドバイザー派遣事業の拡充 | | | → | | |
| 各種セミナーの充実 | | | → | | |
| SNB大賞事業の充実 | | | → | | |
| 創業応援事業の創設 | | | → | | |

（注1）さいたま市ニュービジネス大賞（SNB大賞）とは、ニュービジネスを発掘する目的で実施しているビジネスコンテスト。受賞者に対し、専門家のアドバイスや販路開拓の機会提供など、事業化の促進を支援している。

所管課 経済局 経済部 産業展開推進課 （問合せ先：048-829-1371）

56 起業家応援のための「ベンチャービジネス倍増プロジェクト」を実行します。（4年以内）

《56-2 創業環境支援》

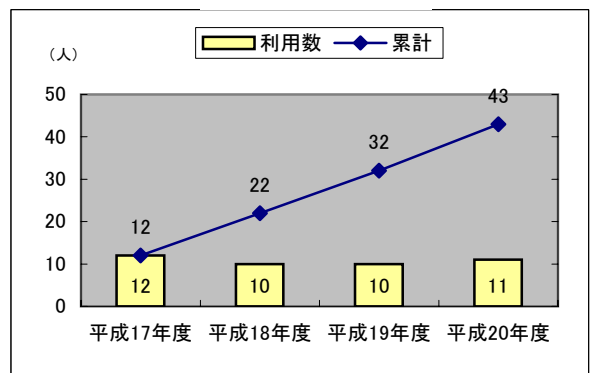
① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成23年度から、インキュベーションシステム事業（注1）を拡充し、平成24年度末までに累積創業件数を92件から210件にします。
- ・平成24年度末までに、創業者を対象とした新製品開発補助を10件実施します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・創業者を育成する施設（インキュベーション施設：案産館）への入居希望者が多いが、インキュベーションマネージャー（注2）が不足していたため、インキュベーション施設の充実が図れていません。

【案産館の利用者】



② 取組内容

- ・インキュベーションシステム事業では、インキュベーションマネージャーの充実を図るとともに、案産館の貸室の増室や民間施設利用者に対する補助を検討します。
- ・平成22年度から、新製品開発補助事業の拡充を図り、創業者も対象とします。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 実施事業等 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|----------------|-----|---------|--------------------|---------------------|
| インキュベーション事業の拡充 | | | → | |
| 新製品開発補助事業の拡充 | | 採択件数 2件 | 採択件数 4件 (累計:6件) | 採択件数 4件 (累計:10件) |
| | | | | |
| | | | | |

(注1) インキュベーションシステムとは、創業者や創業間もない経営者をバックアップするシステムのこと。

(注2) インキュベーションマネージャーとは、創業準備の各種手続きや資金計画及びその他経営に関する様々なサポートをする人のこと。

所管課 経済局 経済部 産業展開推進課 (問合せ先：048-829-1371)

57 コミュニティビジネスの支援制度を充実します。（4年以内）

《57-1 コミュニティビジネス育成事業》

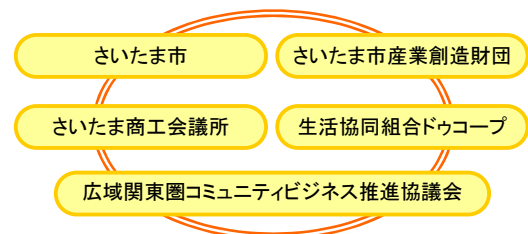
① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成23年度末までに、コミュニティビジネス（注1）を育成するため、新たな支援制度を構築します。

現状（平成21年3月末時点）

- 平成21年3月に改訂した産業振興ビジョンの中に、コミュニティビジネス育成促進事業を位置付けています。
- コミュニティビジネス支援に関わる機関が定期的集まり、情報交換を行っています。

【さいたま市コミュニティビジネス支援機関意見交換会】



※オブザーバー：関東経済産業局、埼玉県など

② 取組内容

- 平成21年度から、地域密着型事業活動提案モデル事業を実施し、コミュニティビジネスの育成を図ります。
- モデル事業の実施を通じ、コミュニティビジネスに関する支援ノウハウの蓄積及び支援制度の研究を行います。
- モデル事業の成果を踏まえ、平成23年度にコミュニティビジネスの支援に向けた制度を創設します。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|------------------|-------|-------|-------|-----|
| 実施事業等 | | | | |
| 地域密着型事業活動提案モデル事業 | 件数 2件 | 件数 2件 | 件数 2件 | |
| 支援制度の構築・実施 | | | ● | 実施 |
| | | | | |
| | | | | |

（注1）コミュニティビジネスとは、地域の市民が主体となり、地域の資源を活用して、地域の抱える課題をビジネス的手法で解決する取組のこと。コミュニティの再生を通じて、その活動で得た利益を地域に還元することが特徴。

所管課 経済局 経済部 経済政策課（問合せ先：048-829-1363）

57 コミュニティビジネスの支援制度を充実します。（4年以内）

《57-2 コミュニティビジネス促進事業》

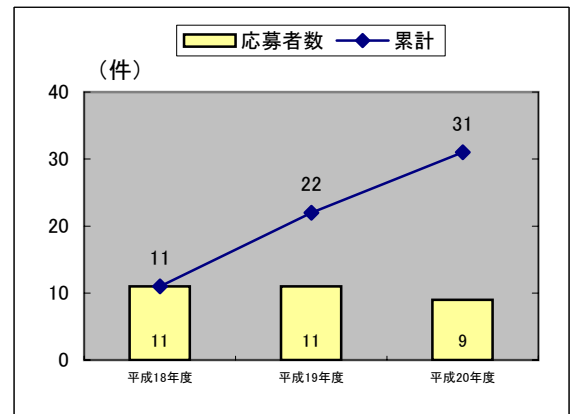
① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、コミュニティビジネス賞の応募件数を69件増やし、累積応募件数31件を100件にします。

現状（平成21年3月末時点）

- ・さいたま市ニュービジネス大賞の中で、地域の課題解決に寄与し、地域内に存在する人的・物的資源を積極的に活用するビジネスプランをコミュニティビジネス賞として表彰し、受賞者に対し専門家のアドバイスや販路開拓等の機会を提供し、事業化の促進を支援しています。また、応募者にはビジネスプランに基づくアドバイスを行っています。
- ・平成18年度から平成20年度までのコミュニティビジネス賞に係る応募件数は、31件です。

【コミュニティビジネス賞の応募者数の推移】



② 取組内容

- ・平成22年度から、コミュニティビジネスの起業希望者などのために、コミュニティビジネス起業家セミナーを開催します。
- ・コミュニティビジネスに係る専門家相談会の充実を図ります。
- ・様々な機会を捉えて、コミュニティビジネス賞のPRを強化します。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|----------------------|----|---------|----------|----------|----------|
| コミュニティビジネス起業家セミナーの開催 | | | セミナー 年1回 | セミナー 年1回 | セミナー 年3回 |
| 専門家相談会の開催 | | 相談会 年1回 | 相談会 年2回 | 相談会 年2回 | 相談会 年4回 |
| コミュニティビジネス賞のPR強化 | | | | | |

所管課 経済局 経済部 産業展開推進課（問合せ先：048-829-1371）

58 中小企業・小規模事業者への融資制度を充実します。（4年以内）

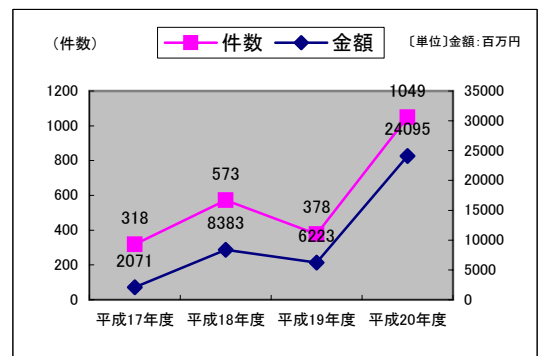
① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成23年度から、研究開発を実施する市内中小企業者等向けの融資制度を創設します。
- ・平成22年度から、既存の創業支援資金融資制度について、融資限度額の見直しや条件緩和を行います。

現状(平成21年3月末時点)

- ・中小企業資金融資制度として、小口資金融資・中口資金融資・創業支援資金融資・セーフティネット資金融資・緊急特別資金融資の5つの資金融資制度があります。

【中小企業融資制度のあっせん決定の推移】



② 取組内容

- ・市内中小企業者等の研究開発の円滑な事業推進を図るため、新たに研究開発資金融資制度を創設します。
- ・創業支援資金融資の融資限度額を1,000万円から1,500万円に引き上げるとともに、申請要件の緩和として、事業開始又は会社設立後「3年未満」の条件を「5年未満」とします。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 実施事業等 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|
| 新融資制度の創設 | | | → | |
| 既存融資制度の拡充 | | → | | |
| | | | | |
| | | | | |

所管課 経済局 経済部 産業展開推進課 （問合せ先：048-829-1371）

59 企業のCSR活動の認証制度を創設・推進します。（4年以内）

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成23年度から、市内企業向けCSR（注1）活動をホームページで公表します。
- ・平成22年度から、市内企業を対象としたCSRセミナーを開催します。
- ・平成23年度中に、本市独自のCSR活動認証制度を創設します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・市民提案型協働モデル事業を実施し、「さいたまCSR事例集2008」を発行するとともに、「さいたまCSRフォーラム2009」を開催しました。
- ・平成21年3月に改訂した産業振興ビジョンの中に、CSR普及促進事業を位置付けています。

【市内企業におけるCSR活動事例】

| 会社名 | 所在地 | 主な活動内容 |
|----------------|-----|---------------------------------|
| 埼玉トヨペット株式会社 | 中央区 | ショールームの一角を市民団体と共同運営 |
| 宮原西口商工会 | 北区 | 商工会・大学・NPOが連携したまちづくり |
| 東京ガス株式会社埼玉支店 | 南区 | 地域との防災ネットワーク創り |
| イオン浦和美園店 | 緑区 | 「黄色いレシート」による福祉団体等への寄贈活動 |
| 富士ゼロックス埼玉株式会社 | 中央区 | 社員意思を尊重した地域とつながる寄付活動 |
| 埼玉りそな銀行 | 浦和区 | 「りそなキッズマネーアカデミー」における子ども向け経済教育活動 |
| 毎日興業株式会社 | 大宮区 | 第三子に報奨金を支給するなどの子育てしやすい職場づくり |
| パレスホテル大宮 | 大宮区 | 生ゴミリサイクルによる生産・消費の地域循環 |
| 株式会社タムロン | 見沼区 | 環境を中心としたCSR報告書の発行 |
| 財団法人サイサン環境保全基金 | 大宮区 | 環境保全活動への支援 |

(資料)『さいたまCSR事例集2008』

② 取組内容

- ・これまでに作成した事例集の内容や新たな事例、企業におけるCSR活動の取組内容などを紹介したホームページの作成・公表や市内企業を対象としたCSRセミナーの実施により、CSR活動の普及・促進を図ります。
- ・市内企業におけるCSR活動を促進するため、地域性を考慮した認証基準や認証後における企業のインセンティブなどについて検討を行い、本市独自の認証制度を創設します。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-----------------|----|-----|-----|-----|-----|
| CSRホームページの作成・公表 | | | → | | |
| CSRセミナーの開催 | | | → | | |
| CSR認証制度の創設 | | | | → | |

(注1) CSRとは、企業の社会的責任(英記:Corporate Social Responsibility)。企業が社会の一員として、社会のルールを守り、社会の持続的発展に貢献しながら、企業活動を続けていくこと。

所管課 経済局 経済部 経済政策課 (問合せ先: 048-829-1363)